

して、明年度二十億の増額の出資を要求いたしております。これは御案内のように各地の信用保証協会に低利長期に貸し出しをいたしまして、その信用保証協会がこれを金融機関に預託いたしまして、一つには中小企業向けの融資の増加、二つには保証のワクをあやし、さらには保証協会自体の経理の改善策としまして、保証料を引き下げるという一石三鳥の効果を持つている資金でございます。これは全然認めないとすることはないと思いますが、その金額等につきまして、まだわれわれも十分察知することができませんので、本席ではただ大蔵省方面としてかなり理解があるようだということを御報告するにとどめたいと思っております。保険基金の方の要求額三十億円は、いろいろの情勢上かなりむずかしいようでござります。

それから診断事業、相談所の事業活動等につきまして申し上げました
が、その辺のところの経費は、これは
一種の経常費的な経費でございますか
内示されてくるのではないだろうかと
思つております。ただこの両費目とも
今年度はかなり対象をふやすとか事業
の量を大きくするとか、あるいは補助
率を引き上げるとかいうことは考えて
おりますが、その辺につきましては若
干大蔵省方面には異論があるだらうか
と思ひます。

輸出振興費でござりますが、これは
あまり大きな金額でもございませんの
で、これも若干見込みがあるだらうと
思つております。

それから今年度新規になりますが、
中小商業の基本調査費、これは前回の
委員会におきまして少し詳しく申し上
げましたが、二千二百万円要求してお
ります。これも新規事業とはいえ、昨
年度の中小工業の方の基本調査と相伴
うものでありますから、これまた新規
事業ということで要求通りということ
はないだらうということは想像してお
るわけでございます。あるいはわれわれ
の方の期待が甘いのかもしれません
が、しかしこれは査定いかんにかかるわ
らずせひ復活要求で所定の仕事をやる
ようにならしたないと考えております。
それから中央並びに地方の中央会の
補助事業でございますが、これはいろ
いろ農林関係の中央会等の権衡等もござ
いまするので、これまたある程度の
金額は計上されて内示されてくると
思つております。

それから協同組合の共同施設の補助
金でございます。これまた長年協同組

合の共同事業を推進するにあづかって、力のあつた経費でござりまするし、現在もかなり方々で要求がござりまする。それで、これはある程度原案で示されるとだらうと思っております。もつとも費目は本年度計上額が一億円でござりまするから、これが大幅にふえるということは、ちょっと期待しにくいため思っております。

それから財政投融資でござりまするが、この方も一般会計と同じようにわれわれの推測なしし期待というところがござりまするので、的確のことはわかりませんが、大体申し上げますと、商工組合中央金庫、つまり商工中金の金利引き下げのために産業投資特別会計から出資三十億円を強く要求しておられます。これにつきましては先般来大臣の談話等から見ますると、政府関係の中小企業金融機関の金利をぜひ引き下げるよう努力したいというふうな談話が、たびたび新聞紙上に出ておりますので、これまたある程度の配意はなされていることと思います。ただ金額につきましてまだ的確にわかりませんのと、金利の引き下げになりませぬので、これまである程度のままする経理状況等につきましていろいろ意見の分れるところがござりまするので、これはおそらく復活要求で、この加して参りたいと思っております。目標としましては、長期の貸し出しは一律に九分八厘、短期の方は日歩五毛下げまして二錢六厘ということにしたいと考えております。

それから中小企業金融公庫の方の融資、つまり資金運用部からの貸付の全額がかなり減るのでないかといふふうと考

非常に憂慮しております。申しますのは、本年度に比べまして明年度は若干この回収金がふえやせぬかということ、それほど大きくないう長期間の設備資金を貸し出さなくていいのじゃないかということと、この二つの点を大蔵省の事務当局が指摘しておりますので、前回申し上げましたとおり申します。これにつきましては前回申し上げましたが、明年度は中小企業金融公庫が資金運用部から借り入れております方の返済額が相当ふえまするのではなかかということとやら憂慮されるで、前年と同じような貸付金ですとかえて融資の元になる原資が減るのではないかかということと目標にいたしまして、復活要求をしたいと思っております。

國民公庫の方は情報がよくわかりませんので、单なる推測にとどまりまするが、この方は若干運用部からの融資のワクもふえるようでございますが、あまり大きいことは期待できないようで、結局中小企業金融公庫同様、かなり苦しい資金の需給状況になるのではないかというふうな予測をしております。いずれにいたしましても、以上申し上げましたことは現在の段階におきまするいろいろな予測なり期待なり鐵りませて申し上げたのでございまして、今晩の原案内を見ませんとはつきりしたことには申し上げられませんが、今大体予想しておりますところは、以上のようなことでございます。

○中井(一)委員 来年度の予算は、資本一千五百億円、財政投融資五千十億円と説明されておるのであります。もとより財布は一つ、要求は多数でありますから、政府が要求者の要求通り財布の口を開くことのできなことは申すまでもありません。しかし中小企業の問題というものは全く差し迫った、政治問題というよりは社会問題というべきものでござりますから、ただいま長官の御説明によります要件予算是、われわれとしては全く最低のものである。われわれの念願にはきわめて遠いのでありますけれども、それさえも通るか通らぬかわからぬといふことは、きわめて心細い限りであります。何とぞ最善を尽されんことを願います。これより直ちに問題の小売商業特別措置法案自体についてお伺いをいたします。

まずお伺いしたいのは、購買会並びに消費生活協同組合、この両者の実情であります。この二つのものに対する通産省の認識いかん、これらの事業活動と小売商業者のそれと比較して、いかなる差異ありや、特に明らかにしたい点は、購買会と生協との二つが、一般小売商に比べて国家からいかなる特典、フェイバーという言葉が当るのありますか、そういうものを受けておるか、この点をまず明らかにしていただきたい。

○岩武政府委員 購買会の方は現在の大きな事業会社がその従業員の福利厚生のためにやっておる事業でございまして、特別にその事業に対して税制、その他のフェイバーはないようでございます。ただ会社によりましては、購買会事業に従事しております者の人件

ことありますから、それで将来のおそれがある場合というふうにしたのであります。いずれにしましても趣旨は

○中井(一)委員 第五条の小売市場の許可の問題に入つて伺いますが、第五条にいう「政令で指定する市」とはいかなる市をさすか。また同条に「政令で定める物品の全部」という言葉がありますが、その定める物品とはいかなる

○中井(一)委員 その他のこの法案には、「政令で定める」という言葉が所々に出ておりますが、すみやかに法案通過の後、政府が規定せられんとする政令の内容を、書面をもって御提出、お知らせ願いたいのであります。

そこで小売市場の許可という問題自体につきましても、この通りますが、

し付けるということだけではないのです
あります。むしろ今日行われておる行
き方は、建築者が市場を作りまして、そ
の一店舗一店舗を小売商人に売ってし
まう、もしくは出店者が互いに相寄つ
て市場を作るというやりかたでござ
います。従つて貸付契約だけが規制せ
られて、その他の行き方は規制せられ
ないということになりますと、この法
案をすり抜けて、市場新設の目的を達
するところ事例と進むことは何である

止でござりますから、通常の営業の許可というふうに、正面からこの市場開設者を規制して参る方法があるかと思いますが、これは現在の法律制度のもとにおきましては、営業の自由ということとかなり抵触するようなきらいもござりまするので、この点はやむを得ず避けまして、この貸付契約の調整によりまして、できるだけ乱設を防止して参りたい、こういうふうに考えた次第であります。

である。ここにいわゆる過当競争が起り、ここにまた食うためにやむ得ず、不正なる販売方法も行われる。やがて結果は、市場商人の共倒れ、ひいては顧客、一般消費者、大衆の公共の福祉のためにも捨てておけない事態が起る。これがこの乱設防止の問題がやましくなってきたわけであります。従つて、もし政府が法律を制定して乱設を防止せんとするならば、ここにこそその対象を求らなければならぬはず

○岩政政府委員 初めの方の指定する市でございますが、これは現在小売市場がたくさん乱立しております地域を指定する予定でございます。横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、そのほかにあるいは将来そういうふうになるおそれのがきわめてある地域がありますれば、これもあわせて指定したいと思っております。ただ今申しましてたのは、いわゆる五大都市という市でございますが、その近辺等もあわせて、市の区域につきましては、指定する必要があるかもしれません。正確に五大都市の区域に限るというわけではありません。状況によりましてその近辺の市の区域を含めるということもまたあるのであります。

体につきまして伺ひたのでありますから、この許可の対象になるのは何かといふことであります。第五条によりますと、結局市場開設者が市場商人に対してその店舗を貸し付けるその契約が対象になるものと思われますが、それ以外には、取締りあるいは規制と申しますか、市場乱設防止のために考えられておるところの事項はないのでありますか。

○岩武政府委員 初めの政令規定事項の問題は承知いたしました。できるだけ早くお配りしたいと思っております。

それから許可の対象は、御指摘のごとく貸付契約でございまして、貸付契約の通りに貸付契約を結んでもらうと、いうことによつて、この規制を間接的に行ひたいと思います。

○中井(一)委員 そうでありますと、世間は本法案を見て、これは市場乱設防止法ではなくて、市場乱設奨励法だ、という批判をいたすのも、無理はないと思われるのです。この法案をお作りになるについては、中小企業庁がいろいろ御努力になりましたことは、私の深く敬意を表するところであります。ですが、市場の開設の実情というものは、断じて開設者が出店者に店舗を貸

○岩武政府委員 先日もちょっとと申し上げたのでございますが、現在市場が各地で乱設されておりまする状況を經濟的に見ますと、そういう建物を作り、これを小売商に賃貸することによって建物の設置者が過大な利益を得るということにあるのではないかといふ点から、そういうふうに貸付契約を調整しまして、権利金でありますとか、あるいは売上高の歩合によります貸付金だとか、あるいは不當に高い貸付契約等を押さえようというふうに考えて、その結果こういうふうな建物を設置しようという企図を持つ場合がかなり減少するだろう。こういうふうに考えた次第でございます。御指摘のように分割してやります建て売りの場合、あるいはたな子の共有の場合等は、この規制の対象にならないわけですがござります。もっとも目的が乱設の防

○中井(一)委員 私はさうに根本的な問題が無視されておると信ずるのであります。元来市場の乱設の防止が必要だという声が大きくなってきたわけは、家主が市場内の商人を搾取するためにつながつたのであります。その真因は、市場の商人が朝から晩まで家族総出で、それこそ労働基準法などいうものを眼中に置かず、八時間労働くそ食らえと一生懸命に働いた結果、ようやくよい物を安く売ることができ、それによつて付近の顧客が集まり、その市場の繁栄を見る事ができるようになつたそれを、あの市場ははやるからといふので、そのごく近くへ新市場を建て、そうして他人の努力の結果をそのままちようだいしようとする者が出てきた、これはかなわぬ、何とか抑えてもらいたいというのが、この問題がやかましくなつた原因であります。これは当然の叫びである。一つの繁栄せる市場にやつてくる顧客は、距離の関係等からしてその数は大体きまってゐる。従つて、その近所へ同じような市場ができれば、商店の数は倍になるけれども顧客の数は依然として同じである。その結果は、その商店あたりの売上上げ、収入が半減することは明らか

であります。しかるに出てきたものは、この法案でありまして、その内容、また今の長官の御説明によりますと、市場開設者と小売商人との間の契約は、なるほど一定の条件内に規制をせられるから、それは直ちに新市場の出店商人の保護利益になる。そうすれば、そんな都合のよい市場なら幾らでも新築してくろ、おれたちも勉強して盛んにやるぞ、こういう結果になることは明らかではありますんか。すなわちこの法案が乱設奨励法案といわれるわけなのであります。この点について、政府は何とお考えになつておるのであるか。その点をお伺いいたします。

○岩武政府委員 御指摘のような事態が起るかどうか、これは先ほど來お話をありましたような共有によりまする店子の相互によりまする設置とか、あるいはまた分割する建売りとかいう場合でありますれば、あるいは若干新設の小売市場ができる危険性もあるかと思つておりますが、通常の権利金をどうするとか、あるいは売上高歩合をとるというふうなやり方をやつております小売市場は、おそらく新設できぬいのじやないかと思つております。申し

また「政令で定める物品」とあります
が、これは御承知のごとく、小売市場
におきましては、通常ほとんどの全部の
場合、大体中に入っています店の相
当部分、三分の一程度が生鮮食料品を
販売しておりますところもあるようであり
ますが、そういうふうな生鮮食料品を
つきましては、野菜、魚、肉というよ
うなことで、政令できめたいと思って
おります。つまりそういうふうな食料品
を販売しておりますことが、通常の

○中井（一）委員 そうでありますと、世間は本法案を見て、これは市場乱設
防止法ではなくて、市場乱設奨励法だ
という批判をいたすのも、無理はない
と思われるであります。この法案をお
作りになるについては、中小企業庁が
いろいろ御努力になりましたことは、
私の深く敬意を表するところであります
が、市場の開設の実情というものの
は、断じて開設者が出店者に店舗を貸

か、あるいは売上高の歩合によります
貸付金とか、あるいは不当に高い貸
付契約等を押えようというふうに考
えて、その結果こういうふうな建物を
設置しようといふ企図を持つ場合がか
なり減少するだろう、こういうふうに
考えた次第でございます。御指摘のよ
うに分割してやります建て売りの場
合、あるいはたな子の共有の場合等
は、この規制の対象にならないわけで
ござります。もつとも目的が乱設の防

出てきた、これはかなわぬ、何とか抑えてもらいたいというのが、この問題がやかましくなった原因であります。これは当然の叫びである。一つの繁栄せる市場にやってくる顧客は、距離の関係等からしてその数は大体きまって いる。従つて、その近所へ同じような市場ができれば、商店の数は倍になるけれども顧客の数は依然として同じである。その結果は、その商店たりの売上上げ、収入が半減することは明らか

がありましたような共有によります店舗の相互によりまする設置とか、あるいはまた分割する建売りとかいう場合でありますれば、あるいは若干新設の小売市場ができる危険性もあるかと思つておりますが、通常の権利金をとるとか、あるいは売上高歩合をとるとか、いろいろなやり方をやつております小売市場は、おそらく新設できなかつたないかと思つております。申しますのは、やはりかなりの権利金を徴

収いたしまして、早く投下資本を回収したいというのと、市場開設業者の多くの希望であろうと思います。現に、一人の人で数個の市場を開設していくと、いうのもかなりあるようになります。われわれといたしましては、既存の粒々辛苦いたしました小売市場の繁栄を願うものではございますが、同時に消費者の要望もございましょうから、やはり合理的な経営形態で、あまり近接しないところで小売市場を設けるといふようなことが、もしこの法律の範囲内で小売業者の利益になるような方法でいきますれば、これを無理に押えるということはどうかと思っております。できるだけ適正な配置で新しい小売市場ができるということは、これはあるいは消費者の問題のみならず、中に入つております小売商の問題としても、適切なことかと考えております。ただ、脱法的に既存の小売市場を打倒する目的で、この法律をくぐりまして、近辺に作つてむちやくちやな競争をやるということは、何とかして避けたいと思っております。

開始するときには、三つのものが壳られておつたから許可を得た、しかしその後になって、それらの商店がなくなったり、または三つのうちの一つ二つが欠けたというような場合には、その市場を一体どういう形に見るのであるか。

なれば、これはおそらく小売市場としての魅力を持たなくなる、お客様がつかぬんだろうと思いますが、この法律の關係から言いますれば、まあ自由営業といいますか、自由店舗になる、こういうふうに解釈いたしております。

した。やはり初めから肉、魚、野菜をそろえ、通常の場合だろうと思つております。それぞれ数店舗そろえて開設するのが普通の場合は、そのうちの一つあるいは二つが欠けますと、やはり消費者もその市場に寄りつかなくなる、別の店を探すというふうに考へておられるにちやんと考へてお

ではない。少くとも私は通産省こと中小企業庁においては、そこまで割り切っておられるものと今まで信じておったのであります。が、この際にとてもなお長官自身から消費者の要望等も考慮してという言葉が出来ますことは、よほよほ二、三箇問題に対するもの

ただ、脱法的に既存の小売市場を打倒する目的で、この法律をくぐりまして、近辺に作ってむちやくちやな競争をやるということは、何とかして避けたいと思っております。

○中井（一）委員 この第五条のうちには、先ほどお伺いしましたが「政令で定める物品の全部」というのは、生鮮食品、すなわち野菜、魚類、肉類、この三つの物品をさすということをございました。そうすると、この三つの物品を売る商店のないもの、またはその一つ二つのものは売られておっても、三つともそろっていないもの、そういうところならば、いわゆる小売市場としての許可を必要としないと思われるのですが、そうであるとすれば、いろいろな問題が起ります。

まず考えられることは、初め市場を

三軒、多い場合には四、五軒ある場合食料品をまとめて消費者に供給するという組織が小売市場であり、またそれが消費者の魅力だらうと思つております。そこで御質問ありましたように、最初二つしか売らなくて、つまり自由に開設して、あとで三つ売った場合はどうするかというお詫びでございますが、これは三つを売るに至つたときからひつかかる、この法律によります許可が要ると考えております。逆の場合には、これはいわばこの法律の初めには許可を受けて三つとて、途中一つが脱落するというようなのはめつたにならうとは思つておりますが、故意にそういうふうな店を脱落さすということに

店を開いておる數十軒の小売業者と市場開設者との間にすでに結ばれておるところの貸貸借契約に對して、いかなる影響を及ぼすことができるのであるか、これは大問題だと思うのです。三
人あとで入ってきた、そのため今まで永年の間、平靜の状態で家賃を払い、家賃をとつてきた、それがあらためて検討されて高いの安いのと言われる、それがもし高過ぎると認定されると、これは市場としての存在を許されないという結果になるのはありませんか。これは民法の原則にも反しむしろ大へんなことだと思いますが、こういう場合を予想しておられましょうか。この点をお伺い申します。
○岩武政府委員 先ほど米生鮮食料品つまり三品目があることが市場の魅力だというふうに申し上げておきました

○中井(一)委員 御説明では納得はできませんけれども、そういう疑問だけはここに掲げておきまして、先ほど御説明のうちにあつた営業の自由、あるいは消費者の要望ということに関する御意見を伺います。

市場の乱設を規制するということは悪いことではない、しかし消費者の要望も考えて、そうはならぬのだといふ趣旨のお説明がありました。しかしながら日本の中小企業、ことに小売商の実情というものが、全く上げも下げもならない実情にあるということは、会社申し上げるまでもないのであります。従つてこれらの人々に対する政治上の施策は、おざなりではないかぬのである。全く深刻な社会問題と考えてなければ、ほんとうの施策は立つもの

当局及び関係者の考え方は徹底しておった。商人、小兌商を中心権取業者と呼び、こういうものがあるために、農民は高い物を買わされ、困るのだ。従つて、物資の買い入れには、商業者の介在を排斥し、「卸値で生産者より直接農民へ」これができれば、農民の生活は万歳だ、そういうような考え方から、あの法案は作られたのであります。昭和の初めのことになりますが、当時農林省から出されたポスターには大きな菜っぱが描かれ、その上に虫を食うていてたくさん油虫が書いてあり、菜っぱは、すなわち農民だ。油虫は、すなわち小兌商人だ、菜っぱの生存の安全を期するためには、この油虫を取り去ることが産業組合の目的の一つなんだ、こういうようないいポスターまで作って産業組合の発展、強化のため

店を開いておる數十軒の小売業者と市場開設者との間にすでに結ばれておるところの貸貸借契約に對して、いかなる影響を及ぼすことができるのであるか、これは大問題だとと思うのです。三
人あとで入ってきた、そのため今まで永年の間、平靜の状態で家賃を払い、家賃をとつてきた、それがあらためて検討されて高いの安いのと言われる、それがもし高過ぎると認定されると、これは市場としての存在を許されないという結果になるのはありませんか。これは民法の原則にも反しむしろ大へんなことだと思いますが、こういう場合を予想しておられましょうか。この点をお伺い申します。
○岩武政府委員 先ほど米生鮮食料品つまり三品目があることが市場の魅力だというふうに申し上げておきました

○中井(一)委員 御説明では納得はできませんけれども、そういう疑問だけはここに掲げておきまして、先ほど御説明のうちにあつた営業の自由、あるいは消費者の要望ということに関する御意見を伺います。

市場の乱設を規制するということは悪いことではない、しかし消費者の要望も考えて、そうはならぬのだといふ趣旨のお説明がありました。しかしながら日本の中小企業、ことに小売商の実情というものが、全く上げも下げもならない実情にあるということは、会社申し上げるまでもないのであります。従つてこれらの人々に対する政治上の施策は、おざなりではないかぬのである。全く深刻な社会問題と考えてなければ、ほんとうの施策は立つもの

当局及び関係者の考え方は徹底しておった。商人、小兌商を中心権取業者と呼び、こういうものがあるために、農民は高い物を買わされ、困るのだ。従つて、物資の買い入れには、商業者の介在を排斥し、「卸値で生産者より直接農民へ」これができれば、農民の生活は万歳だ、そういうような考え方から、あの法案は作られたのであります。昭和の初めのことになりますが、当時農林省から出されたポスターには大きな菜っぱが描かれ、その上に虫を食うていてたくさん油虫が書いてあり、菜っぱは、すなわち農民だ。油虫は、すなわち小兌商人だ、菜っぱの生存の安全を期するためには、この油虫を取り去ることが産業組合の目的の一つなんだ、こういうようないいポスターまで作って産業組合の発展、強化のため

当時そのボスターを国会に持つてき
て、当時の中島商工大臣に突きつけ、
同じ政府の一省たる農林省が小売商の
撲滅を公然と天下に宣言しておるの
に、商業の本家たる商工大臣が何ゆえ
これを黙過しておるか。そんなことな
ら商工大臣をやめるがよい、あなた
には商工大臣たる資格がないと面罵し
たことを記憶いたしますが、その流れ
の考え方が、いまなおわが国各方面に
残っておりますことは、今日ますます、苦
況にあるわが国中小商業者のために、
私は殘念でたまらぬのであります。こ
の小売商に対し政府が保護し育成せぬ
とするならば、日本國の基礎たる中堅
階級というものは没落するより道がな
い。現に没落しつつある。國家のため
にこれほど憂慮したえぬことはない。
願わくば、消費者の要望も大切なこと
ではあります、少くとも中小商工業
の味方たる中小企業庁においては、
はつきりと割り切って小売業者のため
に、擁護の情熱をそそいでいただきた
い。長官もまた思いを新たにせられる
必要があると信ずるのであります。

は、最近環境衛生法などという法律ができまして、飲食店はもとより理髪屋さんや、クリーニング屋さんの仕事にも適用せられ、取締りを受けるとともに、その営業については一種の保護を受けることになつております。ことに、県知事の定むる条例によつて、既存の浴場との間に一定の距離を置かねばならない、こういうような法律規則ができておるのであります。もしこれがいわゆる公衆衛生上の見地からのみで、で、きた規制であるならば、新設せんとするふろ屋が、既存のふろ屋よりも設備その他の点においてよりよく衛生的であつて、一般公衆衛生のために歓迎すべきである以上、どんどん許可せられてしまかるべく、ここに初めて環境衛生法の目的を達することができるはずであります。しかるにこの法規によつて定められた許可の条件は、そんなことを対象とはせず、ただ既存の浴場と新設の浴場との間に一定の距離がなければ、新設の浴場を許さぬとなつてゐるのみであります。およそ衛生らしくないことが許可条件となつておるゆえんは、結局浴場の乱設を防止するといふことにほかならない。乱設を防止することによつて、既存の浴場者との過当競争による混乱をなくする。その結果は、やがて保護された既存の浴場営業者は、自分の施設等をも改善をし、よい浴場としていくことができるであつるといううことをねらいとして、この法規はできたものである。この一例によつても、小売市場につき、なぜ憲法問題を心配したり、営業自由なんといふむずかしい問題を考える必要がある

生上の不便ないし不安を与えることになるかと思います。ちょっとこの小売市場の場合とは若干ケースが違うのではなかといふうに見えております。われわれ中小企業庁の立場から申しますと、御指摘のように過当な営業ということをできるだけ調整したい、ということははもちろん考えております。そのため一體どうしたらいいかということとて、実はいろいろ日夜頭を悩ましておりまして、その一つの現状がこれが例の中⼩企業団体法の特定の場合におきまする設備等の制限の問題になつてくるわけでございます。また端的に製造業におきましてもあるいは物販売業におきましても、営業自体を数を整理するために許可制にするということは、実はあまり例がないことでございます。今の申し上げました憲法上等の問題から考えますと、われわれもそういうことは考えてはみでおりませんが、どうも踏み切りにくいというのが偽わらざるところでございます。

水道、便所、塵芥集去の施設その他衛生上の設備を特に考える必要がありましょう。いわんやその中に伝染病等が起りました場合には、個別の小売商店に起きた場合と異なることも明らかであります。また大衆が一時に寄り集まるのでありますから、時には争闘も起ります。その他大衆を対象とするべきいろいろな事態に対して、すなわち公共の安全、一般の安寧秩序ということを考えざるを得ないことも明らかであります。それならば、市場の問題をもつて個々の商店のあり方と同様に考へることが、根本的に誤りだといふことがわかるではありませんか。つまり、市場というものにはいわゆる商業上の問題も大切であるけれども、市場といふ特殊の状態にあるがゆえに、憲法にいわゆる公共の福祉に直接関連しているといふことは、きわめて明白なりと信ずるのであります。それならば先ほど来お話をありました、憲法にいう公共の福祉の見地よりする商業の自由の規制を、なぜこの市場についても考へることができないのであるか。

これに気のつかれない企業庁に対し私はきわめて遺憾の意を表しますとともに、この問題のためにたびたび論議を

してきましたが、政府の法

制局の頑迷には驚かざるを得ないのであります。あらためてお考え直しを願います。

私は実は通産省、特に中小企業庁に

対して、この問題を解決する考え方の根拠を、憲法にいふところの公共の福祉という問題に持つていかれたくはな

いのです。わが国の中小企業がいかに

困難な状態にあるか、特に同業過多に

悩んでおる小売商を保護するといふこ

とは、われわれ日本の将来を思ふ者の第一になさねばならぬことである。この見地に立つて、市場の問題もお考えください。その情熱と信念があつて初めて日本何千万の小売商人は希望を持ち、通産省に信頼の念を抱くことができると思います。ついては私の取り調べて参った営業または事業等の許可または制限の例を申し上げて御参考に供します。

「一、国民の保健、衛生の観点から一定の能力、技術を要するため資格が要求される場合

二、国民の保健、衛生の観点から相

当の施設を有することが要求される場合

三、その他業務の性質上一定の技能が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

六、犯罪の予防、犯罪の捜査の観点から業務を規制する必要があるもの

七、中小商業の保護のため百貨店業

八、過度の競争の防止又は供給過剰の防止が許可制の一つの理由とされているもの

九、輸出貿易の振興のため登録に一定の基準を必要とするもの

一、一定の輸出業者—経理的基礎、経験、能力を要求せられる輸出向機械製造業者——設備そ

の他の生産条件が一定の基準に達

していることを許可条件とする。

その他

一、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

二、酒税の確保のため酒類の製造、販

売

三、その他の業務の性質上一定の技能

が要求される場合の資格の限定

四、特に公共的色彩が濃厚であるた

めに一定の設備、資産、能力等が要

求される場合

五、危険物を取扱う業務又は製品に

ついて特に安全性が要求される場合

事業とその許可権が府県に帰一している実例であって、しかも弊害はない。しかるに府県知事にはこれを可とするが、五大市の場合には否とするということは私は断じて承服いたしがたいのであります。

るから、法律的には不可能でない、と申上げたわけでございます。ただこういう市場の經營等につきましては、先ほどいろいろ申しましたように、民営との競願等のこともあるがございましょうから、でき得れば公営の經營主体でないところで許可した方が、あるいは公平にいくと、あることは公営でござります。それからもう一つは、やはりもつと広い見地からこういう問題を処理する必要がある、こういう二点からこのような原案にした次第でございます。

じ問題は、府県知事には一層多く起ります。それに市長ではあります。それには、全く理由のないことあります。ただこの問題は歴史的に府県と五大市との間に存する懸案に關係があるのです。いかぬが知事ならよいとせられることがあります。そこで市長ではあります。また市制を地方自治法から削除してしまったのであります。しかし五大市が市場の存在を最も必要とする都市であり、また市長がその事情を一番よく知つておるという関係からしても、その許可の権限を五大市長が持つことが最も善であります。かつ決して弊害はないと言ふべきです。ですから、その点について長官は特に御参考あらんことを希望いたしておきます。

なんとうに大問題であるとお考へにならば、その重要性にかんがみて、これを中小企業省に昇格せしめる。省の昇格が時期尚早ならば、中小企業法を拡大強化され、國家的問題解決にふさわしい陣容を整えられることが要であると思うのであります。中小企業の保護育成はすでに自由民主党が天下になした公約であり、特に私があなたにこれを申し上げるゆえんは、あなたこそ、ほんとうに日本の通商産業の実情をよく御承知であり、深い同情と理解があるお方であると確信いたしましたので、初めに掲げて御所見を伺うのあります。

うなことは、各自でんぐんではできないわけでありまして、少くとも通商産業省の仕事の大部分は、中小企業とうものを中心にして考えていかなければならぬ。従いまして大企業を考える場合におきましても、中小企業とうものを考えずに指導できるものではありません、こういうふうな感じを持ちまして、私は自分の考えとすれば、通商産業省は大体は中小企業省だという考え方で進んでもよいだろう。大企業は捨てておいても各自で相当実行に移せるけれども、國の産業を伸ばしていくとかいうことを心の中に置いておけば、全部これは中小企業を中心にして考えていく必要があるだろう。私はことこの政治を行なうということについては、いかにも中小企業庁の構成が小さくて二部八課である、こういうふうなことで十分であるかという御質問でござりますが、重要性は十分感じておりますから、これに向つて集中するようになりますが、組織がこれで足らぬということであれば、御期待に沿うよう努力をいたしたいと思ひます。お説のごとく、今まで私は五十年間実業界におりましたが、そのうちの四十年間で立つた人間でございまして、それだけは身をもつて体験しているわけですから、この際皆様の御協力によつて、政府の方針等もそれによって進めていきたいと考へております。

根本の問題ではあります、一つは組織、団結がないことが重大な難点と信じます。それがため政府はさきに中小企業団体組織法を提出、法律はできたけれども、その後この法律がどの程度に中小企業者のために力となつたか、実績の上から見て、疑いなきを得ぬのであります。もとよりトラストあるいはカルテルといふ一連の考えについては、消費者の立場、営業自由という観点から、これを抑制していくといふ考え方は原則としては間違つたものではありません。しかし一面労働者に対する、団体協約権、罷業権まで法令で確認をした、この事實を考えてみると、無力なる中小企業者の立場はあまりにも氣の毒ではないか、しかもこれと、無力なる中小企業者の立場はあまりにも氣の毒ではないか、しかもこれを保護育成する道は、ただただ政府の理解と情熱とのほかにはありません。

ふうに法規も考えるということは全くお説の通りでありまして、その方針に

ておりますことは、金融を緩和する

とにいたします。

関係業者の損害に対する補償問題

○中井(一)委

最後にお伺いしたい

向って進みたいと思います。

商工組合の中央金庫の政府出資を増して、できるだけ金利を下げるといふ方針、あるいは中小企業金融公庫

す。なんとなれば、元米事業税の性質
は、都道府県住民が、都道府県から受
けるサービスや施設による利益に対す

に対する負債は、わが国の威信のためにもすみやかに解決すべきものであります。この機会に、その間の経過を

響を及ぼすということから、通産省は大臣並びに局長の名をもって、百貨店協会に対し自潔の勧告をせられた。こ

ると相を変じず重點的に取り扱われていないと、いうことは明らかです。ただいま通産省が要求しておられるもので、どうしてその金利は開発銀行並みに持っていく、この方針を堅持して進

だけは決して多いとは思ひませんが、どうも
せめて要求だけは確保をしていただき
たい。私も微力ながら大蔵省へ働きか
けておりますが、大臣も部下にのみお
まかせにならず、みずから陣頭に立つ
て大いに御専闇を願いたいのでありま
す。

政府の出資にいたしましても、あるい
は融資にいたしましても、私どもの要
求通りにはなかなかいられないと
う現状でございます。この点につきま
しては、皆さんの御尽力を得まして、
できるだけ私どもの考えておりますこ

○高橋國務大臣　お説の通りどうして
大臣の所信をお伺いいたします。

進んでおりましたか。現地において輸送費、倉敷料その他の費用で相当な額に上つておるものはそのまま据え置

りなくて、もしもし。だいがかりたくない
ても売れない小さい商人が、日本に数
知れぬほどあるのですから、こ
うの昌吉二、直道がお前で甲子年

実際の間に合わない、という庶民の声を何とお聞きであるか、政府の金融機関はもとより、市中一般銀行に対して

も政府の打つべき手ははなはだ行き届いていない。ことに一般市中銀行は、小さい中小商業者大衆から預金を引き上げておきながら、金はこれらの人には貸さないで、大きなどころにのみ貸しては、どえらい貸し倒れを起す、この実情はあまりにも不当であります。

これはよく地方銀行なり一般銀行に対する危険率はむしろ大口の貸付にあり、こういうふうな実情もわかつておりますが、ただ取扱いがあまりに小さくて手数がかかる、こうふうなことでなまけておる、こうふうな点もあるようでありますから、

して御趣旨に沿うように勧告もし、勸誘もしてみたい、こう存する次第でござります。

告に沿うように彼らを抑えることができないのであるか、これを承わりたい。

○高橋國務大臣

さきに政府から百貨店に出しました勧告につきましては、百貨店側におきましてもこれにこたえる用意があるという意向は表明しております。ただその内容等につきましては、これは各方面いろいろ議論がございまして、よほど公正を期していかなければならぬ、こういうことのために、産業合理化審議会の流通部会というのがありますと、それにかけまして課賦販売制度全般についての検討を、今加えられておるわけあります。政府のやつておりますことはは

なはだ手ぬるい、なまぬるいといふ考えもございますでしうけれども、こういうなごとに従業員の退職金、健康保険、最低賃金制度、また東南アジア各

國に対する賠償に、わが國生産の物資を充てる問題、並びに中共との貿易競争その他につき、大臣の御所信を承わ

りたいのであります。私の質問は中食ぬきで前後三時間に及びますから、本日はこの程度で打ち切り、さら

にまた機会を見て質問を進めたいと思ひます。

○中井(一)委員

それゆえ私は、百貨店法改正の必要を痛感するのです。百貨店法の規定によれば、勧告が聞かれなかつた場合に制裁する規定がない。そ

れだから彼らはその強力を頼んで、通産省をばかにし、大臣、局長を無視して、九月から十二月の今日に至るまで、何らの誠意を示さないことは、実にふらち千万であります。私は強者に

対し弱者を擁護することが民主政治の根本義と信じますがゆえに、国会として、また政府も百貨店法を改正して、百貨店が勧告を聞かぬときには、通産大臣はその営業を停止することができる

ことに進められるのが当然だと思います。しかし問題は、政府の御決心が先決であります。

大臣の御決意を承わりたい。

○高橋國務大臣 私どもは、百貨店が政府の勧告をばかにしているというふうな感じは持っております。それにつきましては、先ほどお答え申しました通りに十分慎重に検討して、そ

してこの勧告がいれられないというところにはかかるべき方法をとつていただきましては、先ほどお答え申しました通りに十分慎重に検討して、そ

してこの勧告がいれられないということはされだけの強権を發動するということは考えていないわけであります。

○中井(一)委員 私はなお、中小工商業者及びその従業員の退職金、健康保

険、最低賃金制度、また東南アジア各

國に対する賠償に、わが國生産の物資を充てる問題、並びに中共との貿易競

争その他につき、大臣の御所信を承わ

りたいのであります。私の質問は中食ぬきで前後三時間に及びますから、本日はこの程度で打ち切り、さら

にまた機会を見て質問を進めたいと思ひます。

○長谷川委員長

次会は公報をもって御通知申し上げますが、明春二十日を

目途として会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会